

口座振替年間スケジュール

保存版

2014年3月16日 ▶ 2015年4月15日

請求対象期間	無店舗事業商品代金		コープ共済掛金 団体保険 保険料
	口座振替日	再振替日	振替日 <small>※注1)</small>
²⁰¹⁴ 3月16日(日) ~ ²⁰¹⁴ 4月15日(火)	²⁰¹⁴ 5月1日(木)	²⁰¹⁴ 5月20日(火)	²⁰¹⁴ 5月27日(火)
4月16日(水) ~ 5月15日(木)	6月2日(月)	6月20日(金)	6月27日(金)
5月16日(金) ~ 6月15日(日)	7月1日(火)	7月22日(火)	7月28日(月)
6月16日(月) ~ 7月15日(火)	8月1日(金)	8月20日(水)	8月27日(水)
7月16日(水) ~ 8月15日(金)	9月1日(月)	9月22日(月)	9月29日(月)
8月16日(土) ~ 9月15日(月)	10月1日(水)	10月20日(月)	10月27日(月)
9月16日(火) ~ 10月15日(水)	11月4日(火)	11月20日(木)	11月27日(木)
10月16日(木) ~ 11月15日(土)	12月1日(月)	12月22日(月)	12月29日(月)
11月16日(日) ~ 12月15日(月)	²⁰¹⁵ 1月5日(月)	²⁰¹⁵ 1月20日(火)	²⁰¹⁵ 1月27日(火)
12月16日(火) ~ ²⁰¹⁵ 1月15日(木)	2月2日(月)	2月20日(金)	2月27日(金)
²⁰¹⁵ 1月16日(金) ~ 2月15日(日)	3月2日(月)	3月20日(金)	3月27日(金)
2月16日(月) ~ 3月15日(日)	4月1日(水)	4月20日(月)	4月27日(月)
3月16日(月) ~ 4月15日(水)	5月1日(金)	5月20日(水)	5月27日(水)

◆口座振替では商品代金等として以下のものが引き落とされます。

- 無店舗事業でお届けする商品代金、ギフト商品代金、スクロール商品代金、カタログ事業の代金、チケット等の代金等
- 出資金の増資 ○個人別配送の利用・発行手数料 ○再振替の場合の事務手数料 ○コープ共済掛金、団体保険保険料
- ※注1) コープ共済は《たすけあい》《あいびらす》《ずっとあい》の3種類です。
- 団体保険は「コープのケガ保険（あんしん生活）」「コープの団体がん保険」「コープの介護保険」の3種類です。

◆無店舗事業の商品代金の口座振替日は、毎月1日です。(ただし、金融機関が休業日の場合は次の営業日になります。)振替日の前日までにご準備をお願いします。

◆毎月1日の口座振替ができなかった場合…

- ①毎月1日の口座振替が残高不足等で振替できなかった場合は、再振替日(20日)に口座振替をさせていただきます。ただし、預金者都合で振替できない場合等、状況によっては振込用紙でのお支払いになる場合もございます。
- ②毎月1日の口座振替が残高不足、預金者都合で振替できなかった場合は、事務手数料として100円を併せて請求させていただきます。
- ③増資申請のみの方で1日の口座振替ができなかった場合は増資申請を取り消しさせていただきます。
- ④過去に長期にわたり代金未納があった方ご利用を再開された方は、ご利用ができなくなります。あらかじめご了承ください。

◆口座登録が完了していない方へは「振込用紙」を郵送しますので、お近くのコンビニかゆうちょ銀行からお振込みください。期日までにお振込みのない場合は、再度、振込用紙を郵送させていただきますが、事務手数料として100円を併せて請求させていただきます。

無店舗事業の商品代金やコープ共済の掛金等のお支払いについて

1. 無店舗事業（共同購入・個別配送）の商品代金等の口座振替日は毎月1日です。

- 口座振替日は毎月1日です。
(ただし、金融機関が休業日の場合は次の営業日になります。)
- 無店舗事業代金の請求対象期間は毎月16日から翌月15日までで、請求明細については毎月20日前後の配達時にピンク色の「商品お届け表兼請求書」にてお知らせします。
- 「商品お届け表兼請求書」の請求明細でお知らせした商品代金が翌月1日に口座振替されます。
- 通帳には「セイキョウダイキン」「セイキョウダイ ホカ」等と表示されます。
- 商品代金の振替口座への入金、口座振替日の前日までをお願いします。
- 商品代金の請求に関する配布物は振替が確認できるまで保管をお願いします。

2. コープ共済掛金・団体保険保険料の口座振替日は毎月27日です。

- コープ共済は《たすけあい》《あいづらす》《ずっとあい》の3種類です。
※組合員登録口座(商品代金口座)とは別に登録された口座から振替となります。
- 団体保険は「コープのケガ保険(あんしん生活)」「コープの団体がん保険」「コープの介護保険」の3種類です。
※組合員登録口座(商品代金口座)から自動振替されるしくみです。
- コープ共済、団体保険ともに振替日は毎月27日です。
(ただし、金融機関が休業日の場合は次の営業日になります。)
- 通帳には「セイキョウキョウサイ」「セイキョウダイキン」と表示されます。団体保険も同様に表示されます。ご了承下さい。
- CO・OP火災共済は2013年度に全労済に移管したため、毎月26日に全労済より振替となります。
- 振替ができなかった場合は、翌月に未収分を含む2ヶ月分の掛金・保険料を振替させていただきます。
※コープ共済は4ヶ月振替できなかった場合、失効(自動解約)となります。
※団体保険保険料は2ヶ月振替できなかった場合、失効となります。

3. 無店舗事業で口座確認が間に合わない場合や口座登録ができていない場合は……

- 新しく加入された組合員さんや新規で口座登録される方で金融機関の口座確認が間に合わない場合は、毎月22日前後に振込用紙を郵送させていただきますので、お近くのコンビニもしくはゆうちょ銀行で振込期限までにお振り込みください。振込期限までにお支払いのない場合は、再度、振込用紙を郵送させていただきます。その際、事務手数料として100円を併せて請求させていただきます。
- 金融機関の口座登録ができていないままの方は振込用紙を郵送させていただきますので、お近くのコンビニもしくはゆうちょ銀行で振込期限までにお振り込みください。ただし、事務手数料として150円を併せて請求させていただきます。振込期限までにお支払いのない場合は、再度、振込用紙を郵送させていただきます。その際、事務手数料として100円を加算請求させていただきます。

4. 無店舗事業で口座振替できなかった場合は……

- 1日の口座振替が残高不足等で振替できない場合は、その旨をハガキでお知らせした後20日に再振替をおこないます。(金融機関が休業日の場合は次の営業日になります。)ただし、状況によっては振込用紙でのお支払いになる場合もございます。その際、事務手数料として100円を併せて請求させていただきます。

5. 無店舗事業で再振替ができなかった場合や再度の振込用紙でもお支払いがない場合は……

- 商品のご注文の受付ができなくなりますのでご注意ください。また、督促の際には振込用紙を郵送させていただきますが、事務手数料として150円を加算請求させていただきますのであらかじめご了承ください。

6. 請求金額がマイナスになった場合は……

- スクロールやカタログ商品などの返品で返金金額が請求金額より多くなった場合は、その差額分を翌月1日に振替口座に生協から振り込ませていただきます。ただし、金融機関が休業日の場合は次の営業日になります。

7. 口座変更をされる場合は……

- 現在ご登録されている振替口座を変更される場合は、再度「口座振替依頼書」をご提出をお願いします。コープ共済掛金の口座を変更される場合は、「CO・OP共済専用口座申込書」をご提出ください。
- 団体保険は組合員登録口座から自動振替となっておりますので、商品代金口座と別の口座へ変更することはできません。組合員登録口座を変更されると、商品代金、団体保険保険料ともに振替口座が変更となります。
- 口座変更の手続きが完了するまでに約1ヶ月半程度かかります。手続きのタイミングのよっては共済掛金、団体保険保険料が振替できない場合がありますので、ご注意ください。
- 商品代金口座の変更の場合は、手続き完了後にピンク色の「商品お届け表兼請求書」に「口座登録・変更が完了しました」と表示されます。メッセージの表示がない場合はまだ変更手続き中ですので、以前からご登録の口座へご入金をお願いします。また、長い間無店舗事業やコープ共済のご利用がない場合には、ご登録口座内容が抹消される場合もございますのでご了承ください。

無店舗事業利用支払規程

生活協同組合ひろしま

(目的)

第1条 この規程は、生活協同組合ひろしま定款第3条の事業と第7条、第72条の事業の執行に基づき行う無店舗事業について、組合員が利用した商品・手数料等の代金支払および利用制限について規定したものである。

(支払方法)

- 第2条 生協は、事業毎と商品毎に支払方法を特定し、また支払期日、分割支払の指定をすることができる。
- 1 組合員が利用した商品・手数料等の代金支払は自動口座振替、口座振込及び、生協ひろしまが提携契約したクレジット会社の「クレジット」払いである。
 - 2 生協が必要と判断した組合員に対しては、前項の規定に関わらず、代金引換に変更することができる。

(利用制限)

- 第3条 生協の判断により、以下の組合員に対しては、利用の制限または停止をすることができる。
- 1 1週の注文が2万円以上の場合や4週の注文合計が8万円以上の場合などに、利用の制限または停止をすることができる。
 - 2 利用開始または利用再開から6ヶ月以内の組合員は、毎月の請求が、最初の振替日もしくは振り込み期限までに支払いが確認されない場合、利用の制限あるいは停止をすることができる。
 - 3 同居または親族等の中に、支払いが滞った人がいる場合、利用の制限もしくは停止をすることができる。
 - 4 商品代金の支払い意思が確認できない場合、商品の配達を制限または停止をすることができる。

(支払手続)

- 第4条 第2条に基づく支払方法及び支払手続は生協加入時に知らせる。また、支払方法及び支払手続の変更がされた場合、事前に組合員に周知しなければならない。
- 1 支払方法及び支払手続を怠った場合、商品事業等の利用の制限または停止、および応分の経費負担を求めることができる。

(支払延滞手続)

- 第5条 生協が指定した支払期日以内に代金支払がされない場合、生協が用意した「支払誓約書」用紙に、未払債務の確認と支払計画、および支払方法を記載して生協に提出しなければならない。
- 1 「支払誓約書」に記載される支払方法で分割支払となる場合、特別の場合を除き分割回数は10回以内、分割期間は生協が指定した支払期日から起算して1年以内とする。
 - 2 生協が指定した支払期日以内に代金支払がされない場合、毎月20日の再振替日から3ヶ月後の20日より、未払債務に対して延滞損害金を賦課する。延滞損害金利率は年12%とする。なお、その後に発生した購入代金の支払債務についても、最初の未払債務の毎月20日の再振替日から3ヶ月後の20日より延滞損害金を賦課する。

(実施、変更改廃)

- 第6条 この規程の実施日は1993年4月1日とする。
- 1 変更と改廃をおこなう場合には生協ひろしまの理事会承認事項とする。

生協ひろしま ☎0120-500-935

日立造船因島生活協同組合 0845-24-3911